

令和元年度介護保険料の改定について

介護保険料は、市町村の介護保険事業計画に定める介護サービスの利用見込み量等に基づき、3年に1度改定されることになっています。平成30年度から令和2年度までの保険料（年額）は、前年度に決定されましたが、10月の消費税10%への引上げに合わせて、低所得者の方（第1段階から第3段階まで）の保険料を軽減することとなりました。

▼ 令和元年度介護保険料段階表（第1号被保険者）

所得段階	対象となる方			保険料 (年額)	変更後 保険料
第1段階	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税			31,100円	25,900円
第2段階	本人が 住民税 非課税	世帯全員が 住民税非課税	本人年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下		
第3段階			本人年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	51,900円	43,200円
第4段階		本人年金等収入と合計所得金額の合計が120万円を超える	51,900円	50,100円	
第5段階	本人が 住民税 課税世帯	住民税 課税世帯	本人年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	62,200円	変更なし
第6段階			本人年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超える	69,100円	
第7段階	本人が 住民税 課税	合計所得金額が120万円未満	合計所得金額が120万円未満	83,000円	
第8段階			合計所得金額が120万円以上200万円未満	89,900円	
第9段階			合計所得金額が200万円以上300万円未満	103,700円	
			合計所得金額が300万円以上	117,500円	

※ 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、基準日（4月1日または資格取得日）現在の世帯の状況や、住民税課税の有無などをもとに、第1から第9まで段階が決められます。

◎ 介護保険料の決定通知について

▶ **普通徴収（納付書払いや口座振替の方）の場合** 年金引き落としの要件に満たない方は、納付書または口座振替により納付いただくこととなります。該当する場合は7月に納入通知書を送付します。

※ 平成30年12月から平成31年1月までに第1号被保険者に該当した方（65歳に達する方や転入した方）については、令和元年8月年金から引き落としが開始されますが、7月納付分（1期分）のみ、ご自身で納付する必要がありますので通知書をご確認ください。

▶ **年金特別徴収（年金からの引き落としの方）の場合** 平成31年4月1日現在、第1被保険者に該当し18万円以上の年金を受給されている方については、年金からの引き落としが適用されます。4月から8月までの年金引き落とし（仮徴収）は、前年中にお知らせしていますので、10月以降の年金引き落とし（本徴収）を8月に通知します。

問い合わせ先

介護保険料について……………税務課 課税グループ ☎ 62-8127 FAX 62-5155

介護サービスについて…保健福祉課 高齢者福祉グループ ☎ 62-3166 FAX 62-5678

平成30年度情報公開・個人情報保護制度運用状況

▼ 公文書開示請求

単位：件

実施機関	請求件数	結果			
		開示	部分開示	不開示	不存在
町	6	1	4	0	1
議会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0

● 情報公開制度とは？

情報公開制度とは、町政に対する理解と信頼を深めるため、三春町が保有する行政情報について、皆さんからの請求を受けて、公文書の閲覧や写しを交付する制度です。

● 個人情報保護制度とは？

個人情報保護制度とは、個人情報を適正に取扱うとともに、三春町が保有する個人情報の開示、訂正などを請求する権利を保障する制度です。どなたでも自分の情報について請求できます。

▼ 自己情報開示請求

単位：件

実施機関	請求件数	結果			
		開示	部分開示	不開示	不存在
町	5	5	0	0	0

問い合わせ先 総務課 文書情報グループ

☎ 62-8125 FAX 61-1110